

福山回生病院介護医療院入所利用約款

(約款の目的)

- 第1条 福山回生病院介護医療院（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）で長期にわたり療養が必要である者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、その他の療養上お世話及び機能訓練、その他必要な医療を提供し、医学的管理のもとで、看護、介護の援助により利用者がその有する能力に応じた日常生活を営む事が出来るように施設サービスを提供します。一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。
- 2 当施設は、施設サービス提供にあたっては、利用者の要介護状態区分及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

(適用期間)

- 第2条 本約款は、利用者が介護医療院入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することが出来るものとします。

(利用者からの解除)

- 第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

- 第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。
- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護医療院サービスの提供を超えると判断された場合
 - ③ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
 - ④ 利用者及び扶養者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑤ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

- 第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護医療院施設サービスの対価として、利用者負担説明書（重要事項）に記載の料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、毎月1日から月末までの利用料金の合計額の請求書及び明細書を翌月の10日に発行し、所定の方法により交付する。利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を請求のあった日から15日以内に支払うものとします。

(医療体制)

- 第6条 当施設は、配置の医師及び看護職員に常に利用者の病状、心身の状況等を把握させ、利用者及び扶養者等に適切な指導を行うとともに必要な医療を行います。
- 2 当施設は、利用者の病状に関して必要な場合は速やかに別紙重要事項説明書に記載する協力医療機関に連絡を取るなど必要な対応を講じます。
 - 3 利用者は、他科受診する場合、当施設に必ず申し出なければなりません。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の介護医療院サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、身体的拘束適正化検討委員会が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所(地域包括支援センター[介護予防支援事業所])等との連携
 - ③ 利用者のために円滑にサービス等を提供するため実施されるサービス担当者会議等での事業所との連絡調整等において必要な場合
 - ④ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ⑤ 協力医療機関との実効性のある連携体制を構築する、定期的な口腔の健康状態の評価を実施するため、また、専門的医療が必要な場合における現病歴等の医療機関への情報共有
 - ⑥ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第 10 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
 - 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

- 第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
 - 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(相談又は苦情等の申出)

- 第 12 条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する介護医療院サービスに対する相談又は苦情等について相談窓口を設置し、窓口担当者に申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第 13 条 介護医療院サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

- 第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

附則

この約款は令和 4 年 4 月 1 日より施行する

この約款は改正のため、令和 6 年 5 月 1 日より施行する

<別紙 1 >

福山回生病院介護医療院のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 福山回生病院介護医療院
- ・開設年月日 令和4年4月1日
- ・所在地 福山市引野町五丁目9-21
- ・電話番号 084-941-0665 ・ファックス番号 084-943-6929
- ・管理者名 村上 仁

(2) 介護医療院の目的

介護医療院は、要介護状態と認定された利用者で長期にわたり療養が必要である者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、施設サービス計画に基づいて療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、その他の療養上お世話及び機能訓練、その他必要な医療を提供し、利用者がその有する能力に応じて日常生活を営む事が出来る事を目的とした施設です。

(3) 施設の職員体制

当施設の従事者の員数は、運営規程第5条の別表1にて届出をする。また、必置職については法令の定めるところとします。
業務内容は、運営規程第6条にて定めたとおりとします。

(4) 入所定員等 定員57名

療養室 個室19床、多床室38床

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 8時～
昼食 12時～
夕食 18時～
- ③ 入浴（入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 福山回生病院
 - ・住 所 福山市引野町五丁目 9-21
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 おきとう歯科クリニック
 - ・住 所 福山市神辺町新徳田三丁目 495

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・その他の留意事項については、運営規程第13条に明記してあります。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回以上

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、禁止事項については運営規程第13条に記載してあるとおりとします。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には、要望及び苦情等の相談を受ける窓口及び担当者を設置しておりますので、お気軽にご相談ください。(電話084-941-0665)

<別紙2>

介護医療院サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護医療院サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば利用者がその有する能力に応じた日常生活を営む事が出来るかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護医療院は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動が身体機能の維持・向上を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）

詳細は、利用者負担説明書（重要事項）に記載してあるとおりとします。

(2) その他の料金

食費、居住費、その他の料金は、利用者負担説明書（重要事項）に記載しています。

ただし、食費及び居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費及び居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

(3) 支払い方法

毎月1日から月末までの利用料請求書を翌月の10日に発行しますので、15日以内にお支払い下さい。領収書を発行いたします。

<別紙3>

個人情報の利用目的

福山回生病院介護医療院では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護医療院内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設内・外において行われる事例研究発表

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

その他の利用として、写真・氏名等の機関紙への掲載及び、施設内での展示・案内

介護医療院入所利用同意書

福山回生病院介護医療院を入所利用するにあたり、介護医療院入所利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

<扶養者>

住 所

氏 名

福山回生病院介護医療院

院長 村上 仁 殿

【緊急時及び事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	